

野田市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第 3 号

野田市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

野田市企業職員の給与に関する規程（昭和 6 1 年野田市水道事業規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

災害応急 作業等手 当	国若しくは地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外に派遣され行う災害に係る応急作業等又は国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される場合に行う災害に係る応急作業等に従事した職員	市長事務部局の職員の例による。
-------------------	---	-----------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。